

## 違反建築防止週間における違反建築物防止対策 実施計画表（1 / 5）

特定行政庁名	違反建築防止週間に係る取組み	パトロール実施方法	実施予定日
神奈川県 （下記の12特定行政庁の所管区域以外）	1 広報 (1) ポスターの掲示及びリーフレットの配架 県庁及び土木事務所の窓口等 (2) 県ホームページへの掲載 県内各特定行政庁の違反建築物防止対策実施計画表及び実施結果 2 記者発表 県内特定行政庁による一斉公開建築パトロールの実施(10月4日14時) 3 関係団体等との連携 県内市町村及び建築関係団体にポスターの掲示及びリーフレットの配架の協力依頼	1 調査対象建築物（県所管区域に限る） (1) 建築確認済証が交付されており、完了検査を行っていない建築物で、次のアからエのいずれかに該当する建築物 ア 建築審査会の同意を得て、建築基準法第43条又は県条例第52条の6による許可等をしたもの イ 建築基準法第42条第2項道路に接し、セットバックを要するもの ウ 中間検査対象建築物で、特定工程工事終了予定年月日を過ぎて中間検査を行っていないもの エ 建築計画概要書の配置図等から、今後、車庫の増築や塀の建築が想定されることなどにより、建築基準法違反となるおそれのあるもの (2) 各土木事務所所管地域の実情により、調査を必要とする建築物 2 調査方法 職員が工事中の建築現場へ立ち入り調査を行う	10月15～17日
横浜市	1 広報 (1) ポスター掲示（予定） ア 横浜市施設 66か所 （市庁舎等19、区役所18、消防署等20、市営地下鉄9） イ 信用金庫 97店舗 ウ 関係団体 33か所 （建築士事務所協会等） (1) 市ホームページへの掲載 2 記者発表 (1) 小規模な宿泊施設の調査計画（10月4日14時） (2) 小規模な宿泊施設の調査結果（10月下旬予定）	1 対象建築物 (1) 平成31年4月1日から令和元年6月24日までの期間で、営業面積が200平方メートル以下で旅館業法の営業許可を取得した建築物 (2) 不特定多数の人が利用する料理飲食店等の防火戸で火災時に物品の放置等で閉鎖障害が想定される建築物 2 調査方法 (1) 消防局及び健康福祉局と合同調査を実施する (2) 現地調査により、防火戸に物品を放置等の指摘をするとともに、「防火戸」の重要性を理解してもらうための防火戸ピクトグラムのステッカーを配布する	10月15～21日 （土日除く） ※補完的に10月7～11日も実施する

違反建築防止週間における違反建築物防止対策 実施計画表（2／5）

特定行政庁名	違反建築防止週間に係る取組み	パトロール実施方法	実施予定日
川崎市	1 広報 (1) ポスターの掲示 (2) 市ホームページへの掲載 2 記者発表 (1) 実施計画（10月4日14時） (2) 実施結果（10月25日14時） 3 関係団体等との連携 市内関係団体（8団体）へ趣旨の周知及びポスター掲示の協力依頼	1 調査対象建築物 次のアからエのいずれかに該当する共同住宅又は戸建住宅等の建築工事現場 ア 建築基準法第42条第2項道路に接し、セットバックを要するもの イ 中間検査対象外の建築物 ウ 指定確認検査機関が建築確認を行ったもの エ 建築基準法第43条第1項ただし書の許可を受けたもの 2 調査方法 職員が建築工事現場への立ち入りにより調査を行う	10月15、16日
横須賀市	1 広報 (1) ポスターの掲示、リーフレット等の配架 (2) 懸垂幕の掲示(10月15～21日) (3) 市ホームページへの掲載 2 記者発表 (1) 実施計画の記者発表(10月4日14時) (2) 実施結果の記者発表(10月25日14時) 3 関係団体等との連携 (1) 市関係機関へ趣旨の周知及びポスター掲示の協力依頼 (2) 民間関係団体(8団体)へ趣旨の周知及びポスター掲示の協力依頼	1 調査対象建築物 一戸建ての住宅等の建築現場の点検および中間検査・完了検査の受検指導 2 調査方法 職員が工事中の建築現場への立ち入りにより調査を行う	10月16日
藤沢市	1 広報 (1) ポスターの掲示 22カ所（10月1～21日） (2) リーフレットの配布 (3) 市ホームページへの掲載（10月1～21日） 2 記者発表 予定なし 3 関係団体等との連携 予定なし	1 調査対象建築物 今年度4月から8月末までに藤沢市及び、指定確認検査機関が扱った建築確認で、中間検査又は工事完了検査未受検の共同住宅及び一戸建て住宅 2 調査方法 職員の工事中の建築現場への立ち入りにより調査を行う	10月16日

違反建築防止週間における違反建築物防止対策 実施計画表（3／5）

特定行政庁名	違反建築防止週間に係る取組み	パトロール実施方法	実施予定日
相模原市	1 広報 (1) ポスターの掲示 (2) リーフレットの配布 2 記者発表 予定なし 3 関係団体等との連携 予定なし	1 調査対象建築物 中間検査対象建築物及び完了検査未受検の一戸建ての住宅等（民間確認検査機関を含む）の工事現場の点検 2 調査方法 職員の工事中の建築現場への立ち入りにより調査を行う	10月15～21日 （土日除く）
鎌倉市	1 広報 (1) ポスターの掲示、リーフレットの配布 (2) 建築主への中間・完了検査実施のお知らせ 2 記者発表 予定なし 3 関係団体等との連携 予定なし	1 調査対象建築物 (1) 特定行政庁又は指定確認検査機関が建築確認した木造住宅等 (2) 建築基準法第43条第1項による許可を受けた建築物 2 調査方法 (1) 職員が工事中の建築現場へ立ち入り調査を実施する (2) 職員が危険なブロック塀に対し、助成金制度の案内を行い、改修及び撤去を促す	10月17、18日
厚木市	1 広報 (1) 市広報による周知（広報あつぎ10月1日号に掲載） (2) 市ホームページによる周知（10月1～21日） (3) 課内ポスター掲示、リーフレット等の配布（10月1～21日） (4) 市庁舎外壁面への懸垂幕掲示（10月15～21日） 2 記者発表 予定なし 3 関係団体等との連携 消防機関へ趣旨の周知及びポスター掲示の協力依頼を行う	1 調査対象建築物 建築確認取得後、中間・完了検査が行われていない建築物及び確認済証を取得していないと考えられる建築物 2 調査方法 職員による道路からの外観確認及び工事中の建築現場への立入調査により、建築工事の進捗状況、確認表示板の掲示の有無、中間・完了検査の有無、法第42条第2項道路みなし境界部分に係る工作物等の有無を把握する	10月15日

違反建築防止週間における違反建築物防止対策 実施計画表（4／5）

特定行政庁名	違反建築防止週間に係る取組み	パトロール実施方法	実施予定日
平塚市	1 広報 (1) ポスターの掲示、リーフレットの配布 (2) 建築主への完了検査実施のお知らせ 2 記者発表 予定なし 3 関係団体等との連携 市内の関係団体への趣旨の周知及びポスター掲示及びリーフレットの配布の協力依頼	1 調査対象建築物 工事完了時期が近づいている一戸建ての住宅等 2 調査方法 工事完了時に検査を受検しなければならないことを認識しているかどうかを工事中の建築現場へ立ち入り確認する	10月15、16日
小田原市	1 広報 (1) ポスターの掲示、リーフレットの配布（市有施設） (2) 建築主への中間・完了検査の実施のお知らせ（リーフレット配布） (3) 市ホームページへの掲載 2 記者発表 予定なし 3 関係団体等との連携 関係団体へ趣旨の周知・協力依頼	1 調査対象建築物 建築確認を取得し、中間検査又は工事完了検査未受検の建築物 2 調査方法 (1) 職員の工事中の建築現場への立ち入りによる調査を行う (2) 管理者及び所有者へ、直接訪問及び電話連絡等により定期報告書の提出について指導を行う	10月15、17日
秦野市	1 広報 (1) 庁舎へ横断幕の掲示 (2) 庁舎へポスターの掲示 (3) 市ホームページへの掲載 2 記者発表 予定なし 3 関係団体等との連携 開発指導課職員の動員により、市まちづくり条例等についても確認を行う。また、必要があれば、消防職員と協議する。	1 調査対象建築物 建築確認を取得し、工事完了予定が近づいている建築物及び工事完了予定日を過ぎて完了検査を行っていない建築物 2 調査方法 職員が工事中の建築現場へ立ち入り、調査を行う	10月15、16日

違反建築防止週間における違反建築物防止対策 実施計画表（5／5）

特定行政庁名	違反建築防止週間に係る取組み	パトロール実施方法	実施予定日
茅ヶ崎市	1 広報 (1) 市広報紙（10月1日号）への掲載 (2) CATV文字放送（9月21日～10月4日）でのお知らせ (3) 市ホームページへの掲載（9月3日～10月21日） (4) FM放送（10月14～18日）でのお知らせ (5) ポスターの掲示、リーフレットの配布 2 記者発表 予定なし 3 関係団体等との連携 予定なし	1 調査対象建築物 中間検査又は完了検査未受検建築物 2 調査方法 工事中の建築現場への立ち入り調査を行う	10月15、16日
大和市	1 広報 (1) ポスターの掲示 (2) リーフレット等の配架 2 記者発表 予定なし 3 関係団体等との連携 予定なし	1 調査対象建築物 次のア、イのいずれかに該当する案件で既に建築確認が済んでおり、完了検査を行っていない建築物 ア 建築基準法第42条2項道路に接し、セットバックを要するもの イ 中間検査対象建築物で、特定工程工事終了予定年月日を過ぎて中間検査を行っていないもの 2 調査方法 職員の工事中の建築現場への立ち入りにより調査を行う	10月15、16日